

第5章 市による環境負荷低減のための率先行動

市は、市内最大の事業者であることを踏まえ、事務事業における環境負荷の低減を図るために、自ら率先して環境保全に取り組みます。

「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン（第2次）」に基づき、自治体として率先して環境配慮全般に取り組むとともに、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減のため、市施設での省エネルギー化推進・再生可能エネルギー等の導入を進めます。また、職員一人ひとりの環境配慮行動を定着させ、市内事業者の模範となるよう推進していきます。

1. 概要

(1) 環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン（第2次）

ア. 目的

エコアクションプランは、施策から職員の行動に至るまで、あらゆるレベルで環境に配慮した取り組みを徹底することにより、市域全体の環境保全を推進することを目指しています。

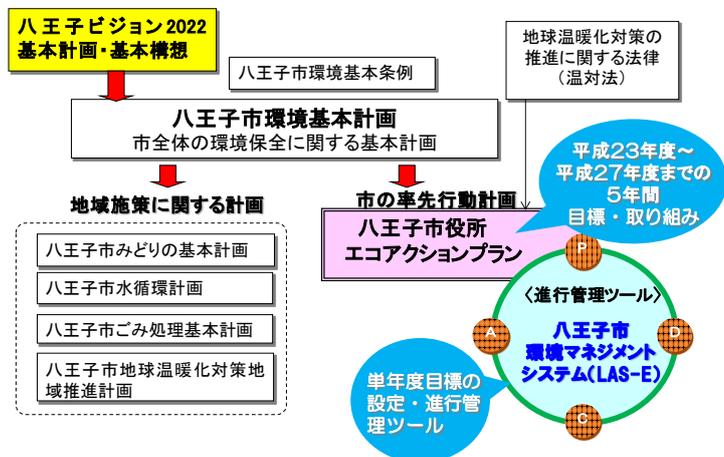
17年3月に策定し、「第1次エコアクションプラン」の取り組みを継続するとともに、新たに施設のエネルギー対策の強化や、地球温暖化対策の推進を盛り込んだ構成になっています。

イ. 期間

23年12月に改訂し、プランの期間は23年度から27年度までの5年間です。

ウ. エコアクションプランの位置づけ

自治体として率先して環境配慮全般に取り組むための「環境配慮率先行動計画」および市の事務事業から排出される温室効果ガス削減のための「地方公共団体実行計画」（地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3）として位置づけ、市の庁舎や保育園、小学校、中学校、清掃工場等を含めた市の施設を対象とし、指定管理施設についても原則として市施設と同等の取り組みを行います。



エ. プランの目標

第一次エコアクションプランの取り組みによる実績を踏まえ、27年度までに市の事務事業に関わる温室効果ガスの排出量（CO₂換算）を12年度の基準で48.5%削減することを目標としています。

(2) グリーン調達

17年4月に策定した「八王子市グリーン調達方針」では、基本原則で第一に『購入の必要性

の検討』を掲げています。事前に物品の購入の必要性を十分に検討することで、無駄な購入をなくすことが、限りある資源・エネルギーの消費の抑制につながる最も重要なことだからです。

「紙類」、「文具類」、「機器類」、「OA機器類」、「電気製品類」、「自動車」、「作業着」および「公共工事」の分類のうち合計92品目を、特に環境物品の選択を重点的に推進していく『グリーン調達重点品目』と定め、調達目標100%をめざし取り組んでいます。

(3) 電力の調達に係る環境配慮実施方針

24年2月に定めた環境に配慮した契約を締結するための方針「八王子市電力の調達に係る環境配慮実施方針」にもとづき、戸吹清掃工場および戸吹不燃物処理センターにおいて特定規模電気事業者（PPS）から競争入札により電力を調達しました。

(4) 八王子市環境マネジメントシステム（L A S - E）への取り組み

市では、18年度から自治体向け環境マネジメントシステム「環境自治体スタンダード（L A S - E : Local Authority's Standard in Environment の略称）」を導入しています。

L A S - Eは、事業活動における環境に配慮した取り組みを、目標を設定して実行し、さらに、その状況について点検（監査）・検証・改善という、一連の流れを継続的に行い、また、目標の設定や点検（監査）に、市民参加が必須であることが特徴です。

第1・第2ステージの取り組みを継続し、第3ステージの市民・事業者やパートナーシップ組織等との協働による環境・保全活動の取り組みを拡大しました。

取り組み状況の確認は、事前書面調査の結果をもとに監査対象を抽出し、市施設、環境推進本部員、市民・事業者等の組織、事務局（環境政策課）に対し、26年1月に市民や専門家からなる監査員が聞き取りや現場確認を行う監査が行われました。

監査の結果、第1ステージは目標に達しない項目もありましたが、第2・3ステージは全ての項目で実施率95%以上となっており、第3ステージに該当する地域の主体による活動や取り組みも多くの項目について確認することができました。

なお、個別評価を平成24年度の結果と比較すると、「大変良い」と評価された件数が29個から34個に増加した一方で、「改善要望」または「勧告」と評価された件数も4個から7個に増加しました。「改善要望」または「勧告」を受けた職場からは、改善報告書の提出を求めるとともに、職員に対して、改めて環境マネジメントシステムの意味や必要性について周知・徹底しました。

今後も取り組みを継続し、環境配慮の徹底に努めるとともに、市民との協働により環境負荷の軽減に努めます。



監査の様子

2. 取り組み実績

(1) エコアクションプラン推進のしくみ

エコアクションプランを効果的に推進するため、庁内環境調整委員会（環境推進本部会議）を中心に、進行管理等全庁的な視点での総括管理を行います。そして各職場に環境推進責任者および環境推進員を設置することにより、課内での取り組みの推進を図ります。

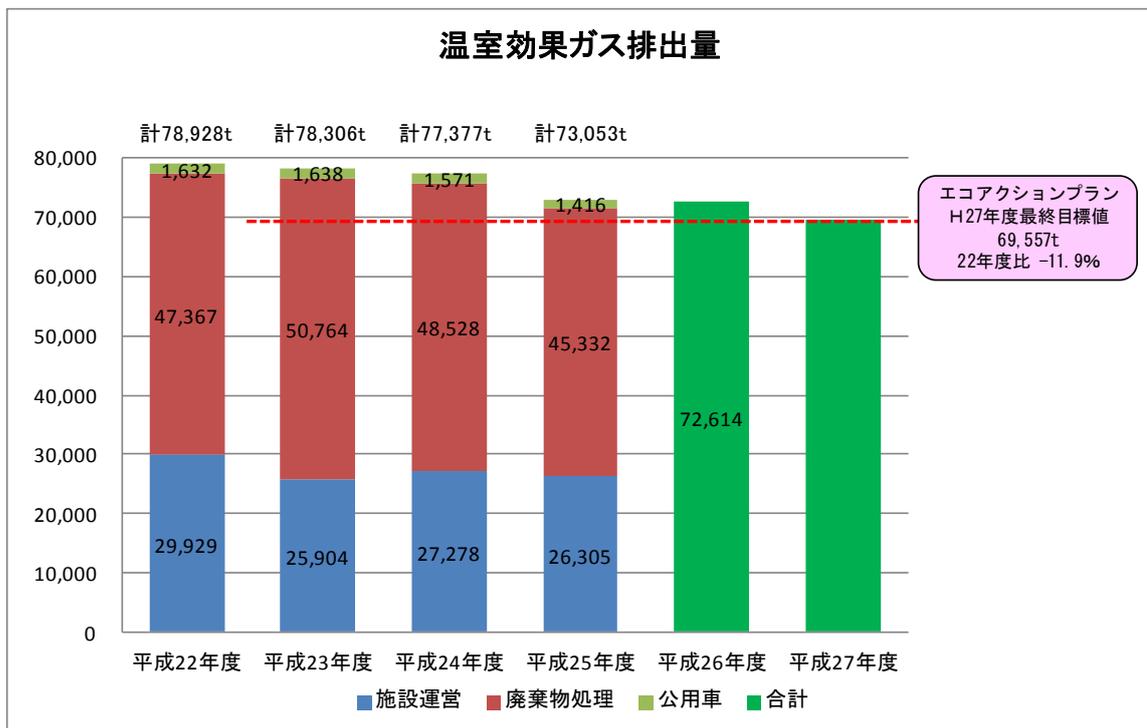
27年度までの目標の達成に向け、L A S - Eを用いて、毎年度の数値目標および取り組みの設定を行い、その取り組みや目標の達成状況を点検するために監査を行います。監査結果を検証し、取り組みの改善を図ることにより、継続的に取り組みを改善し、環境配慮行動を推進します。

取り組みの徹底を図るため、環境推進責任者を対象とした研修や、新規に全職員を対象としたeラーニング研修を実施しました。このほか、職員ハンドブックのデータ公開および配布、省エネチャレンジへの参加などにより職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的な環境配慮の取り組みを推進しました。

(2) 主な取り組み

ア. 温室効果ガスの排出量の削減

20年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」により、対象を外部委託施設を含む全施設に拡大し、エネルギーや燃料の使用量等から毎年度の温室効果ガス排出量（CO₂換算）を把握しています。



節電対策や車両の効率的な利用等取り組みの推進により、22年度比7.4%減少し、事務事業における電気および燃料等のエネルギー使用（施設運営）、廃棄物処理、公用車の運行の全ての分野において、削減することができました。電気使用の排出量算出に使用する排出係数は、21年度排出係数（22年度発表）に固定しています。

エコアクションプランの目標達成に向け、引き続き、省エネルギーの促進等を進めていきます。

イ. 電気使用量の削減

エコアクションプランの目標達成に向け、全体目標に併せて各施設で電力使用量削減目標および施設管理外部部門においては、節電のための取り組みの実施率を目標として設定し、全庁的に節電に取り組みました。

電力の最大需要期である夏季に、冷房中の室温28℃設定の徹底および夏季の軽装（エコさわやかスタイル）での執務の促進のほか、新規にノー残業ウィークの設定および本庁舎においての午後6時の一斉消灯など省エネルギー対策に取り組むとともに、家庭でも省エネチャレンジ2013（家庭の省エネ運動）に取り組みました。

また、市民向けのクールスポットとして「はちおうじまちなか避暑地」を公共施設51施設、民間施設12施設で開設し、夏季における快適な生活を支援するとともに、各家庭での節電にもつなげました。

電気使用量については、清掃工場におけるごみ焼却による売電分を削減効果から差し引いた形で使用量を算出しており、売電量も増加していることから22年度比23.2%減少しました。

引き続き、市民サービスを維持しつつ、節電に取り組むほか、空調設備改修などによる省エネルギー化、再生可能エネルギー導入の推進などにより電気使用量の削減を進めます。

ウ. 自動車利用によるCO₂換算排出量の削減

エコドライブの普及啓発や清掃車の効率的な収集コースの設定、公用車の有効利用等を進めたことにより、22年度比13.3%減少しました。

引き続き、エコドライブのさらなる普及拡大に努めるとともに、近距離の自転車利用の促進を図るなど、CO₂換算排出量の削減に努めます。

エ. コピー用紙の使用量削減

全体目標に併せて各職場でコピー用紙の削減目標を設定するなど、取り組みを進めたことにより、22年度比4.6%減少しました。

引き続き、eラーニング研修等でコピー用紙の削減の取組について周知・徹底を図るとともに、プリンターやコピー機の印刷時の工夫等について庁内の情報共有を図ることにより、さらなるコピー用紙の使用抑制に努めます。

オ. ごみ減量・資源化の取り組み

分別を徹底することでごみの総量の削減に努めましたが、本庁舎食堂の生ごみを処理する機械が故障したことにより、本庁舎の可燃ごみの排出量は22年度比3%増加しました。

全ての職場で正しい分別を行うよう、eラーニング研修等を通じて職員の意識を高め、資源の有効活用・再利用、ごみの発生抑制に努めます。



節電取り組み周知用ポスター



はちおうじまちなか避暑地
(八王子駅南口総合事務所)